

平29福情答申第4号

平成29年10月30日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(総務企画局行政部総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成28年9月8日付け総総第592号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「事業所税の減免に関する訴訟の控訴審(福岡高等裁判所)判決に係る判決文(原審：福岡地方裁判所平成27年12月18日判決)」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「事業所税の減免に関する訴訟の控訴審（福岡高等裁判所）判決に係る判決文（原審：福岡地方裁判所平成27年12月18日判決）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、非公開とした部分のうち、事業所数については、公開とすることが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年7月21日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定のうち、事業所数を公開しないとした部分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成28年7月11日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成28年7月21日、実施機関は、本件対象文書について条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年8月9日、審査請求人は、本件決定のうち、事業所数を公開しないとした部分に不服があるとして実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 控訴人（審査会注：本件請求に係る控訴審における控訴人）は、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受ける総務省所管の特殊法人及び東京証券取引所上場企業の主要子会社という公共性及び著名性があり、また裁判所も訴訟記録によりこの事実を了知していることから、この情報（審査会注：事業所数）が地方税法第22条に定める「秘密」（実質秘を指す。）であるとは解しがたく、条例第7条第6号にも該当しないものとする。

また、事業所数は公開しても法人の正当な権利利益を害する局面を想定できず、同条第2号アにも該当しないものとする。

(2) 審査請求人が他の自治体に同様の請求を行った結果として公開された文書（判決書）は、いずれも事業所数は非公開情報とされていない。

(3) 判決書は納税者等の主張に基づき司法機関が作成したものであって行政の内部情報ではなく、担当部署は市税の賦課及び徴収を行う部門でないことから地方税法第22条の要件に該当することもなく、判決書を非公開とする法的根拠もなく、判例データベースの閲覧等により情報を知る者もいると考えられることから、非公開とする場合は、条例第7条第6号を適用することは適切ではなく、同条第2号アによるべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書並びに平成29年5月17日及び平成29年6月14日に行った当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、事業所税減免申請却下処分取消等請求控訴事件の判決書である。

(3) 本件決定を行うに至った理由について

ア 条例第7条第6号該当性について

地方税法第22条に規定される「事務に関して知り得た秘密」とは、地方税

の調査事務等の対象事項であるため、税務職員が知ることができた収入額又は所得額、課税標準額、税額等私人の秘密のほか、調査事務等を執行することに関連して知り得た私人の秘密も含むものである。

そして、上記「秘密」とは、「一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するもの（秘匿性）、すなわち「実質秘」をいう。

そして、「実質秘」は地方税法第22条により漏らすことが禁じられている情報であり、事業所数は「実質秘」にあたる情報であるから、条例第7条第6号に規定される、法令等の規定により非公開とすべき情報である。

イ 条例第7条第2号ア該当性について

事業所数は、地方税法第22条に規定される「実質秘」に該当し、これを公にした場合、本来は、公になることのない、減免申請の対象とした事業所がいくつあるのかという、経営上の内部管理に属する事項である合併に係る詳細情報が明らかになるおそれがあるものである。

また、本件事業所数を公開した場合、同業他社による調査・分析の係数として活用されることにより、その法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号アの非公開情報に該当する。

ウ 条例第7条第5号該当性について

税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知り得た納税者自身の取引先等の第三者の秘密を保護するというにとどまらず、そうした秘密を保護することにより、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保して申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものであるとされている。

その趣旨を踏まえれば、本件事業所数を公開することは、税務事務への信頼や協力が得られなくなり、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な

事実の把握を困難にするおそれがあり、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、本件事業所数は条例第7条第5号アの非公開情報に該当する。

エ 当該法人の公共性及び著名性について

当該法人は、総務省所管の特殊法人であること及び東京証券取引所上場企業の主要子会社であることから、一定程度公共性及び著名性を有するものであることは否定できない。

しかしながら、事業所数が、条例第7条第6号又は同条第2号アに該当するか否かについては、当該法人が公共性及び著名性を有することを理由に上記各号に該当しないとす請求人の主張は失当である。

オ 訴訟記録について

請求人が、審査請求の理由において、「裁判所も訴訟記録によりこの事実を了知している」と述べる趣旨は、事業所数は訴訟記録により明らかにされており、訴訟記録の閲覧をすることによって確認することができることから、事業所数は地方税法第22条に規定される「秘密」に当たらない旨述べているものと思われる。しかし、「裁判所も訴訟記録によりこの事実を了知している」ことは、事業所数が地方税法第22条に規定される「秘密」に該当するか否かの判断に影響するものではない。

カ 判例データベースについて

判例データベースに本件事業所数が示されていたとしても、そのことをもって直ちに一般に公表することが許されるとは解されないが、福岡市において検索できる判例データベースを確認したところ、本件に関連する平成27年12月18日福岡地裁判決が掲載されており（福岡高裁判決は掲載されていない）、これによれば、本件事業所数は非公開とされており、当該出典者の一定の判断がうかがえる。

第4 審査会の判断

上記審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は以下のとおり判断する。

1 事業所税について

事業所税は、地方税法第701条の30に規定され、指定都市等において、市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人等に対して課される地方税である。

事業所税の課税標準には、事業所床面積を課税標準とする資産割と従業者給与総額を課税標準とする従業者割があり、資産割額と従業者割額の合算額によって課されるものである。

この場合の事業所面積とは、事業所用家屋の床面積の延べ面積であり、事業所用家屋とは、同法第341条第3号に規定する住家、店舗、工場、倉庫その他の建物と定められている。

また、福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）第93条の17第1項は、天災その他特別の理由により必要と認める者その他特別な事情がある者に対し、事業所税を軽減又は免除する旨を定め、同条第2項は、軽減又は免除を受けようとする者は、軽減又は免除の申請をしなければならないと定めている。

2 本件対象文書について

- (1) 本件で公開請求された文書は、日本郵便株式会社が事業所税に関する実施機関の取扱いが二重課税に当たるとして減免を求めた訴訟（控訴審）の判決書であり、実施機関は、当該事業所税の課税情報（税額、課税標準床面積、事業所数、事業所名等）について、条例第7条第6号及び第2号アの非公開情報に該当するとして被覆した上で非公開とした。
- (2) 本件審査請求は、本件対象文書において実施機関が非公開とした部分のうち、事業所数を公開しないとした部分の取り消しを求めるものである。
- (3) 実施機関は、補足意見書において、本件事業所数は条例第7条第5号の非公開情報にも該当する旨の主張をしている。
- (4) よって、当審査会では、本件対象文書のうち、審査請求人が公開を求める部分、すなわち本件事業所数について、条例第7条第6号、第2号ア及び第5号の該当性を検討する。

3 条例第7条該当性について

(1) 条例第7条第6号（法令秘情報）関係

ア 条例第7条第6号について

条例第7条第6号（以下、「第6号」という。）は、法令等若しくは本市の議会の会議規則の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報を非公開情報として規定している。

「公にすることができないと認められる」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないと認められる場合をいう。

イ 第6号該当性について

地方税法第22条は、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、懲役又は罰金に処することを定めている。

この規定は、地方税調査事務に従事する公務員の守秘義務を定めたもので、ここにいう「秘密」とは、行政実例（昭和49年11月19日自治省税務局長通知）においても示されているとおり、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られていないことについて客観的に相当の利益を有するもの（秘匿性）と解される。

すなわち、第6号の法令秘情報に該当するのは、上記に当たるものだけであって、同号を理由に、情報公開においてすべての税情報が非公開となるものではない。

そして、この客観的相当の利益の有無は、法人に関する情報の場合、福岡市情報公開条例の制度において、条例第7条第2号ア及び第5号の基準により判断すべきものと考えられる。したがって、本件においては、本件事業所数の条例第7条第2号ア及び第5号該当性についての検討を行う。

(2) 条例第7条第2号ア（法人等事業情報）関係

ア 条例第7条第2号アについて

条例第7条第2号（以下、「第2号」という。）アの規定は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。そして、その判断に当たっては、当該情報の内容及び性質、当該法人等又は事業を営む個人の事業内容、行政との関係、憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

イ 第2号ア該当性について

実施機関は、本件事業所数について、外形だけでは判断できない「一般に知られていない事実」であり非公知性を備えた情報であると主張している。

たしかに、事業所数は、不動産登記等においても公示されるものでもなく、「公知性」がある情報とはいえないが、法人に関する情報については、第2号により「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことが非公開の要件とされていることから、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無が具体的基準となる。

実施機関は、本件事業所数を公にした場合、他の者が公開している情報と照合することにより、本件減免申請の対象となる事業所名の特定が可能となるおそれがあり、それに伴って本件減免申請の対象床面積や対象課税額の算出等が可能となり、当該法人の財務状況等が明らかになることから、当該法

人の正当な利益を害するおそれがあると主張する。

しかしながら、減免申請に係る事業所数を公開したからといって、課税標準となる事業所用家屋の対象床面積を直ちに知り得る状況となるとは考えられず、対象課税額が算出されるとは考えられない。

また、実施機関は、減免申請の対象とした事業所数について、「経営上の内部管理に属する事項である合併に係る詳細情報」であり、「合併に係る事業所数という極めて秘匿性の高い経営上の内部管理に属する事項であり、これを開示することは、同業他社による調査・分析の係数として活用されることにより、法人の正当な利益を侵害される恐れがある」と主張する。

しかしながら、当審査会としては、実施機関から提出された弁明意見書、補足意見書及び2回にわたる口頭意見陳述において、本件事業所数を公にすることにより、当該法人の事業活動を具体的かつ明らかに害する事情は認められなかった。

よって、特定の法人が行った事業所税の減免申請に係る事業所数については、第2号アの非公開情報に該当すると判断することはできない。

(3) 条例第7条第5号（行政運営情報）関係

ア 条例第7条第5号アについて

条例第7条第5号（以下、「第5号」という。）は、市が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から非公開情報としての要件を定めたものであり、当該情報を公にすることによって、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公開情報と規定し、その例示の1つとして、アに、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事業の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報等を挙げている。

なお、支障の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が要求される。

イ 第5号ア該当性について

実施機関は、本件事業所数は、第5号アの非公開情報に該当すると主張している。

確かに、本件事業所数は、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であるが、第5号アは、例えば、監査、検査の手法や各種試験の採点基準、実施前における試験問題、徴税マニュアルにおける基準等のような情報が該当すると考えられ、当審査会においては、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関して、本件事業所数がそのような情報と同種のものとは認められない。

また、本件事業所数が公開請求により公にされることになっても、そのことにより、自主申告が少なくなったり、その他納税者の協力を得ることが困難になり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるような状況になるとは考えられない。

したがって、特定の法人が行った事業所税の減免申請に係る事業所数については、第5号アの非公開情報に該当せず、その他同号に該当する事情も認められない。

(4) 結論

当審査会は、本件事業所数は、第2号ア及び第5号に該当しない情報であり、第6号にも該当しないと判断する。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|---------------|
| 平成28年9月8日 | 実施機関が審査会に諮問 |
| 平成29年2月23日 | 実施機関が弁明意見書を提出 |

| | |
|-----------------|----------------|
| 平成29年3月7日 | 審査請求人が反論意見書を提出 |
| 平成29年5月17日(1部会) | 実施機関より意見聴取 |
| 平成29年6月14日(1部会) | 実施機関より意見聴取 |
| 平成29年7月12日(1部会) | 審議 |
| 平成29年8月2日(1部会) | 審議 |
| 平成29年9月6日(1部会) | 審議 |
| 平成29年10月4日(1部会) | 審議 |

第6 答申に関与した委員

田邊宜克, 石森久広, 五十川直行, 馬場明子